

## 特殊詐欺連合捜査班運用要綱の制定について

令和6年3月5日

警察庁丁組二発第65号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から

警視庁刑事部長、警視庁犯罪対策部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、他の都道府県警察からの捜査囑託を受理する体制として、各都道府県警察に特殊詐欺連合捜査班を構築することとされたことから、その運用要綱を定め、都道府県警察間の特殊詐欺に係る捜査連携がより円滑に行われるよう示達したものである。